

審査請求人

(開示決定等に不服がある方)

裁決書謄本が送付
され、審査請求手続
きが終了します。

裁決

実施機関

答申を尊重して裁決

原処分は妥当でないとき

認容・一部認容

原処分妥当とき

棄却

裁決